Recycleいばらき

茨城県廃棄物再資源化指導センターニュース

Vol.21
MARCH 2014
茨城県廃棄物再資源化指導センター

Recycle
いばらき
第21号
目　次

行政ニュース

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例の一部改正について
・・・・・・・・・・・・・・・ 1
茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について
・・・・・・・・・・・・・・・14

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例の一部改正について

1　現行条例の概要

「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」は，主に以下の内容を定め，平成19年10月から施行されています。

○廃棄物処理法の許可対象外施設に対する規制

指定処理施設，特定小型焼却施設及び積替保管施設の設置に係る許可制度

○廃棄物処理施設の設置に係る事前手続き

地域住民への周知，県との事前協議の義務付け等

○廃止された廃棄物処理施設等の指導強化等

廃止又は取り消された施設に係る飛散流出防止等の義務付け等

○罰　則

最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等

2　主な改正内容

(1) 許可基準及び許可取消規定の追加

廃棄物処理法の許可・取消基準に準じ，条例の欠格要件等を追加しました。

【改正前】

- 技術上の基準
- 許可の条件付与

【改正後】

- 技術上の基準
- 許可の条件付与
- **欠格要件（禁固以上の刑，廃棄物処理法による罰金刑以上の刑，暴力団員等）**
- **周辺地域等への配慮**
- **設置・維持管理能力**

(2) 一般廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議の対象範囲拡大

県の許可を受けた施設について，譲受けや借受けの場合においても，設置・変更の場合と同様に，事前協議を義務付けました。

【改正前】

- 廃棄物処理施設の設置
- 廃棄物処理施設の変更

【改正後】

- 廃棄物処理施設の設置
- 廃棄物処理施設の変更
- **廃棄物処理施設の譲受け**
- **廃棄物処理施設の借受け**

(3) 廃止施設等に係る保全措置の対象範囲拡大

県の許可を受けた施設が廃止となった場合，承継人に対しても廃止した者等と同様に飛散流出防止等の措置を義務付けました。

【改正前】

- 廃棄物処理施設を廃止した者
- 廃棄物処理施設の許可を取り消された者

【改正後】

- 廃棄物処理施設を廃止した者(①)
- 廃棄物処理施設の許可を取り消された者(②)
- **①，②の施設を承継した者（譲り受け等）**

(4) 手数料の引き上げ

欠格要件を設けることで審査項目が増えるため，手数料を引き上げました。

【改正前】

・新規	70,000 円
・変更	50,000 円
・譲受け・借受け	50,000 円

【改正後】

・新規	80,000 円
・変更	60,000 円
・譲受け・借受け	60,000 円
・合併・分割	60,000 円(追加)

○茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例

平成19年3月27日
茨城県条例第17号

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例を公布する。

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例

目次

第1章　総則（第1条―第5条）
第2章　産業廃棄物の処理（第6条―第9条）
第3章　一般廃棄物処理施設等（第10条・第11条）
第4章　指定処理施設等（第12条―第20条）
第5章　雑則（第21条―第23条）
第6章　罰則（第24条―第28条）
付則

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は，廃棄物の適正な処理の促進を図るため，県，事業者及び県民の責務を明らかにするとともに，廃棄物の適正な処理のための必要な措置を講ずることにより，廃棄物の不適正な処理による環境への負荷を軽減し，もって良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において使用する用語は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　指定処理施設　産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分の用に供するために設置する施設（産業廃棄物処理施設及びその事業活動に伴い産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業を行う者が自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分の用に供するために設置する施設を除く。）をいう。

(2)　特定小型焼却施設　産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者以外の者が設置する法第15条第1項の許可を要しない産業廃棄物の焼却施設（事業者がその事業活動を行う事業場内に設置したものを除く。）であって，次のいずれかに該当するものをいう。

ア　火床面積（焼却施設に2以上の産業廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては，それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上の施設

イ　焼却能力（焼却施設に2以上の産業廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては，それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上の施設

(3)　積替保管施設　産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者が行う積替え又は保管の用に供するために設置する施設（その事業活動に伴い産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業を行う者が自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の用に供するために設置する施設を除く。）をいう。

（県の責務）

第３条　県は，廃棄物の適正な処理の促進に関する総合的な施策を策定し，及び実施するものとする。

2　県は，市町村と連携し，事業者及び県民に対し，廃棄物の適正な処理の促進及び不適正な処理の防止を図るために必要な情報の提供に努めるものとする。

3　県は，市町村と連携し，廃棄物の不適正な処理を防止するための監視及び指導に努めるとともに，廃棄物に関する苦情等を適正に処理するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は，県及び市町村が実施する廃棄物の適正な処理の促進及び不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

2　事業者は，自らの事業活動に伴い排出した廃棄物を処理する場合にあっては，当該廃棄物の適正な処理に要する費用を負担し，当該廃棄物の発生から最終処分までの行程を適正に管理しなければならない。

（県民の責務）

第５条　県民は，県及び市町村が実施する廃棄物の適正な処理の促進及び不適正な処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第２章　産業廃棄物の処理

（事業報告）

第６条　産業廃棄物収集運搬業者（特別管理産業廃棄物収集運搬業者を含む。）及び産業廃棄物処分業者（特別管理産業廃棄物処分業者を含む。）は，規則で定めるところにより，毎事業年度終了後，事業報告書を作成し，知事に提出しなければならない。

（県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議）

第７条　県の区域外に存する事業場において排出する産業廃棄物を県の区域内で処理しようとする事業者は，その処理に関する計画を作成し，あらかじめ，知事に協議しなければならない。その内容を変更しようとするときも，同様とする。

（自社処理票）

第８条　産業廃棄物を排出する事業者は，当該産業廃棄物を排出した事業場以外の場所において自ら産業廃棄物を処理する場合は，規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記

載した処理票（以下この条において「自社処理票」という。）を作成し，当該産業廃棄物の排出から最終処分までの行程を明確にしなければならない。

(1) 産業廃棄物の種類及び数量

(2) 産業廃棄物を排出する事業場及び産業廃棄物を処理する事業場の所在地並びに名称

(3) その他規則で定める事項

2　前項の規定により自社処理票を作成し産業廃棄物の処理を行う場合においては，産業廃棄物を排出する事業場の管理者は，自社処理票に規則で定める事項を記載して，当該産業廃棄物の引渡しとともに，これを当該産業廃棄物の運搬の業務に従事する者（当該産業廃棄物の処理を委託された他の業者である者を除く。次項及び第 4 項において「運搬業務従事者」という。）に交付しなければならない。この場合において，当該管理者は，当該自社処理票の写しを作成し，当該産業廃棄物の処理を終了した日から 5 年間，当該事業場（当該事業場において保存することが困難である場合にあっては，最寄りの事務所）に保存しなければならない。

3　運搬業務従事者は，当該産業廃棄物を運搬する場合においては，当該産業廃棄物に係る自社処理票を常に携行しなければならない。

4　運搬業務従事者は，当該産業廃棄物の運搬を終了したときは，規則で定めるところにより，当該自社処理票に規則で定める事項を記載して，当該産業廃棄物の引渡しとともに，これを運搬先の事業場の管理者（次項及び第 6 項において「施設管理者」という。）に交付しなければならない。

5　施設管理者のうち当該産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者（当該産業廃棄物の処理を委託された他の業者である者を除く。）は，当該積替え又は保管の業務を終了したときは，規則で定めるところにより，当該自社処理票に規則で定める事項を記載して，当該産業廃棄物の引渡しとともに，これを次の処理の行程の業務に従事する者に交付しなければならない。

6　施設管理者のうち当該産業廃棄物の中間処理（産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分することをいう。）又は最終処分を行う施設の管理者は，当該自社処理票とともに引渡しを受けた産業廃棄物が当該自社処理票に記載された事項と相違がないことを確認するとともに，当該自社処理票に規則で定める事項を記載して，当該産業廃棄物の処理を終了した日から 5 年間，これを当該施設（当該施設において保存することが困難である場合にあっては，最寄りの事務所）に保存しなければならない。

（改善命令）

第 9 条　知事は，前条第 1 項に規定する事業者が同条各項の規定を遵守していないと認めるときは，当該事業者に対し，産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第 3 章　一般廃棄物処理施設等

（一般廃棄物処理施設等の設置計画の周知措置）

第 10 条　一般廃棄物処理施設（市町村が設置するものを除く。第 20 条において同じ。），産業廃棄物処理施設，指定処理施設，特定小型焼却施設又は積替保管施設（以下この条及び次条において「一般廃棄物処理施設等」という。）を設置しようとする者は，一般廃棄物処理施設等の設置の計画を策定した段階から，地域住民に当該計画の内容を周知させ，その合意形成を図るよう努めなければならない。

（一般廃棄物処理施設等の設置等の事前協議）

第 11 条　一般廃棄物処理施設等を設置し，変更し，譲り受け，又は借り受けようとする者は，一般廃棄物処理施設等の設置等の計画を策定した段階から知事と協議するものとする。

2　知事は，前項の規定により協議した内容について，必要があると認めるときは，関係市町村長の意見を聴くものとする。

第 4 章　指定処理施設等

（指定処理施設等の許可）

第 12 条　指定処理施設，特定小型焼却施設又は積替保管施設（以下「指定処理施設等」という。）を設置しようとする者は，知事の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は，規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名

(2) 指定処理施設等の設置の場所

(3) 指定処理施設にあっては，その種類

(4) 指定処理施設等において処理する産業廃棄物の種類

(5) 指定処理施設等の処理能力（積替保管施設にあっては，積替え又は保管の用に供される場所の面積）

(6) 指定処理施設等の位置，構造等の設置に関する計画

(7) 指定処理施設等の維持管理に関する計画

(8) その他規則で定める事項

（許可の基準等）

第 13 条　知事は，前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ，同項の許可をしてはならない。

(1) その指定処理施設等の設置に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(2) その指定処理施設等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該指定処理施設等に係る周辺地域の生活環境の保全及び規則で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

(3) 申請者の能力がその指定処理施設等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に

従って当該指定処理施設等の設置及び維持管理を的確に，かつ，継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ　禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ　法，浄化槽法（昭和58年法律第43号），この条例その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し，又は刑法（明治40年法律第45号）第204条，第206条，第208条，第208条の3，第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ　法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され，その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては，当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ　法第7条の4若しくは第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。カにおいて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で，当該届出の日から5年を経過しないもの

カ　オに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出が

あった場合において，オの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で，当該届出の日から５年を経過しないもの

キ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ケ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては，その役員を含む。）がアからクまでのいずれかに該当するもの

コ　法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ　個人で規則で定める使用人のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの

シ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

2　前条第１項の許可には，生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3　前条第１項の許可を受けた者（以下「指定処理施設等設置者」という。）は，当該許可に係る指定処理施設等について，知事の検査を受け，当該指定処理施設等が当該許可に係る同条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ，これを使用してはならない。

（変更の許可等）

第 14 条　指定処理施設等設置者は，当該許可に係る第 12 条第２項第４号から第７号までに掲げる事項の変更をしようとするときは，規則で定めるところにより，知事の許可を受けなければならない。ただし，その変更が規則で定める軽微な変更であるときは，この限りでない。

2　前条第１項及び第２項の規定は前項の許可について，同条第３項の規定は前項の許可を受けた者について準用する。

3　指定処理施設等設置者は，第１項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき，若しくは第 12 条第２項第１号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があったとき，又は当該許可に係る指定処理施設等を廃止したとき，若しくは指定処理施設等を休止し，若しくは休止した当該指定処理施設等を再開したときは，遅滞なく，その旨を知事に届け出なければならない。

4　指定処理施設等設置者は，前条第１項第４号アからカまで又はケからサまで（同号ケからサまでに掲げる者にあっては，同号キ又はクに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは，規則で定めるところにより，その旨を知事に届け出なければならない。

（指定処理施設等の維持管理等）

第 15 条　指定処理施設等設置者は，規則で定める技術上の基準及び当該指定処理施設等の許可に係る第 12 条第 2 項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について前条第 1 項の許可を受けたときは，変更後のもの）に従い，当該指定処理施設等の維持管理をしなければならない。

2　指定処理施設等設置者は，当該指定処理施設等（積替保管施設を除く。以下この項及び次項において同じ。）の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため，技術管理者を置かなければならない。ただし，自ら技術管理者として管理する指定処理施設等については，この限りでない。

3　技術管理者は，その管理に係る指定処理施設等に関して第 13 条第 1 項第 1 号又は第 1 項に規定する規則で定める技術上の基準に係る違反が行われないように，当該指定処理施設等を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

4　第 2 項の技術管理者は，法第 21 条第 3 項に規定する環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

（関係書類の閲覧等）

第 16 条　指定処理施設等設置者は，規則で定めるところにより，当該許可に係る指定処理施設等の維持管理に関し規則で定める事項を記録し，これを当該指定処理施設等（当該指定処理施設等に備え置くことが困難である場合にあっては，最寄りの事務所）に備え置き，当該指定処理施設等の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ，閲覧させなければならない。

2　指定処理施設等設置者は，規則で定めるところにより，当該指定処理施設等の公衆の見やすい場所に，当該指定処理施設等の種類，処理する産業廃棄物の種類，処理能力その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

3　指定処理施設等設置者は，規則で定めるところにより，帳簿を作成し，これを当該指定処理施設等（当該指定処理施設等に備え置くことが困難である場合にあっては，最寄りの事務所）に備え置くとともに，5 年間保存しなければならない。

（改善命令等）

第 17 条　知事は，次の各号のいずれかに該当するときは，指定処理施設等設置者に対し，期限を定めて当該指定処理施設等につき必要な改善を命じ，又は期間を定めて当該指定処理施設等の使用の停止を命ずることができる。

(1) 第 12 条第 1 項の許可に係る指定処理施設等の構造又はその維持管理が第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 15 条第 1 項に規定する規則で定める技術上の基準又は当該許可に係る第 12 条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について第 14 条第 1 項の許可を受けたときは，変更後のもの）に適合していないと認めるとき。

(2) 指定処理施設等設置者の能力が第 13 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める基準に適合していないと認めるとき。

(3) 指定処理施設等設置者が法若しくはこの条例又はこれらに基づく処分に違反する行為

（以下「違反行為」という。）をしたとき，又は他人に対して違反行為をすることを要求し，依頼し，若しくは唆し，若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(4)指定処理施設等設置者が第13条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

2　知事は，指定処理施設等設置者が前条各項の規定を遵守していないと認めるときは，当該指定処理施設等設置者に対し，産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（許可の取消し）

第18条　知事は，次の各号のいずれかに該当するときは，当該指定処理施設等に係る第12条第1項の許可を取り消さなければならない。

(1)指定処理施設等設置者が第13条第1項第4号アからシまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2)前条第1項第3号に該当し情状が特に重いとき，又は同条第1項の規定による命令に違反したとき。

(3)不正の手段により第12条第1項の許可又は第14条第1項の変更の許可を受けたとき。

2　知事は，前条第1項第1号，第2号又は第4号のいずれかに該当するときは，当該指定処理施設等に係る第12条第1項の許可を取り消すことができる。

3　知事は，前2項の規定による許可の取消しをしたときは，その旨を公表するものとする。

（指定処理施設等の譲渡等）

第19条　指定処理施設等設置者から当該許可に係る指定処理施設等を譲り受け，又は借り受けようとする者は，規則で定めるところにより，知事の許可を受けなければならない。

2　指定処理施設等設置者である法人が合併又は分割をしようとするとき（合併の場合にあっては指定処理施設等設置者である法人と指定処理施設等設置者でない法人が合併する場合において，指定処理施設等設置者である法人が存続するときを除き，分割の場合にあっては指定処理施設等を承継させる場合に限る。）は，規則で定めるところにより，知事の認可を受けなければならない。

3　第13条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は，第1項の許可及び前項の認可について準用する。

4　指定処理施設等設置者について相続があったときは，相続人は，相続があった日から30日以内に，その旨を知事に届け出なければならない。

5　第1項の許可を受けて指定処理施設等を譲り受け，若しくは借り受けた者，第2項の認可を受けて合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該指定処理施設等を承継した法人又は前項の相続人は，指定処理施設等設置者の地位を承継する。

（廃止施設等に係る措置）

第20条　一般廃棄物処理施設の設置者，産業廃棄物処理施設の設置者又は指定処理施設等設置者がこれらの施設を廃止したとき，又はこれらの施設に係る許可を取り消されたとき

は，これらの施設の設置者又はその承継人は，これらの施設から廃棄物が飛散し，流出し，及び地下に浸透し，並びに悪臭が発散しないように必要な措置をとらなければならない。ただし，法第9条第5項（法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する確認を受けたときは，この限りでない。

第5章　雑則

（報告の徴収）

第21条　知事は，この条例の施行に必要な限度において，事業者，産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の収集，運搬若しくは処分を業とする者，産業廃棄物処理施設の設置者又は指定処理施設等設置者に対し，産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の保管，収集，運搬若しくは処分又は産業廃棄物処理施設若しくは指定処理施設等の構造若しくは維持管理に関し，必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第22条　知事は，この条例の施行に必要な限度において，その職員に，事業者若しくは産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の収集，運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物処理施設若しくは指定処理施設等のある土地若しくは建物に立ち入り，産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の保管，収集，運搬若しくは処分又は産業廃棄物処理施設若しくは指定処理施設等の構造若しくは維持管理に関し，帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（関係行政機関への照会等）

第23条　知事は，この条例の規定に基づく事務に関し，関係行政機関又は関係地方公共団体に対し，照会し，又は協力を求めることができる。

第6章　罰則

第24条　次の各号のいずれかに該当する者は，2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第1項の規定に違反して，指定処理施設等を設置した者

(2) 不正の手段により第12条第1項の許可を受けた者

(3) 第14条第1項の規定に違反して，第12条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更した者

(4) 不正の手段により第14条第1項の許可を受けた者

(5)第 17 条第 1 項の規定による命令に違反した者
(6)第 19 条第 1 項の規定に違反して，指定処理施設等を譲り受け，又は借り受けた者

第 25 条　第 13 条第 3 項の規定に違反して，指定処理施設等を使用した者は，6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 26 条　第 9 条の規定による命令に違反した者は，50 万円以下の罰金に処する。

第 27 条　次の各号のいずれかに該当する者は，30 万円以下の罰金に処する。
(1)第 14 条第 3 項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者
(2)第 15 条第 2 項の規定に違反して，技術管理者を置かなかった者
(3)第 17 条第 2 項の規定による命令に違反した者
(4)第 19 条第 4 項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者
(5)第 21 条の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をした者
(6)第 22 条第 1 項の規定による検査を拒み，妨げ，又は忌避した者

（両罰規定）
第 28 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，第 23 条から前条までの違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各本条の罰金刑を科する。

付　則
（施行期日）
1　この条例は，平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際現に茨城県廃棄物処理要項（平成 4 年茨城県告示第 1194 号）第 22 条第 1 項の規定による届出をして同項の指定処理施設を設置している者並びに積替え又は保管の事業の用に供する施設を設置している産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。
3　この条例の施行の際現に特定小型焼却施設を設置している者は，施行日から 1 年を経過する日までの間は，第 12 条第 1 項の許可を受けないで，引き続き当該特定小型焼却施設を使用することができる。その者がその期間内に同項の許可を申請した場合において，その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も，同様とする。
（茨城県手数料徴収条例の一部改正）
4　茨城県手数料徴収条例（平成 12 年茨城県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
付　則
（施行期日）
1　この条例は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第1項の許可を受けている者は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）にこの条例による改正後の茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項の許可を受けた者とみなす。

3　施行日前に改正前の条例第12条第1項，第14条第1項又は第19条第1項の規定によりされた許可の申請であって，この条例の施行の際，許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については，なお従前の例による。

4　施行日前に改正前の条例第19条第2項の規定によりされた認可の申請であって，この条例の施行の際，認可又は不認可の処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については，なお従前の例による。

5　この条例の施行の際現に改正前の条例第12条第1項の許可を受けている者に対する改正後の条例第17条第1項若しくは第2項の規定による命令又は改正後の条例第18条第1項の規定による許可の取消しに関しては，この条例の施行前に生じた事由については，なお従前の例による。

（茨城県手数料徴収条例の一部改正）

6　茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

1　条例制定の経緯

建設工事から排出される土砂，いわゆる「残土」については法令による規制が無く，「残土」と称して廃棄物を不法に投棄する事例が見受けられるようになったことから，平成３年に県において条例準則を示し，各市町村が条例を制定し規制してきました。

しかし，大規模な残土処理計画への対応については，残土の発生場所が茨城県外の複数県にまたがる事案が多いことや土砂の崩落や流出などの安全対策が必要となるため，平成15年10月に県条例を制定し，平成16年４月１日より必要な規制を開始しました。

2　条例の骨子

○許可制

5,000 ㎡以上の土地の埋立て等について許可制とし（※5,000 ㎡未満は市町村の許可が必要），土砂の性質や安全性，施工計画等を事前に審査します。

○土砂等の特定と土壌基準

埋立て等に用いる土砂等について，発生させる者を特定するとともに，土壌の基準を設けて，基準を満たさない土砂による埋立て等の行為を禁止します。

・建設汚泥を中間処理したいわゆる改良土や，ストックヤードに堆積した土砂等による埋立て等はできません。

・土砂等を発生させる者（建設工事の元請業者）の証明が必要になります。

○安全基準

土砂等の流出や崩落等を防止するため，技術上の基準を設けるとともに，施工管理者を設置することにより，基準にあった施工を義務付けています。

○定期的な検査

搬入土砂について，定期的な検査を義務付けるとともに，埋立て等を行う場所に標識を掲示し，埋立て等の行為を周辺住民に周知させることとしています。

○立入調査

職員に立入調査等の権限を付与し，違反者には罰則の適用のほか，汚染土壌等の撤去義務を課しています。

○罰　則

無許可の埋立て等，措置命令違反について２年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

3　主な改正の内容

平成 25 年 12 月 19 日に改正条例が成立し，平成 26 年 4 月 1 日から施行されることになりました。主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 欠格要件の創設　※廃棄物処理法と同等の欠格要件

(2) ストックヤードを経由する土砂等の規制強化

- 発生元から既に搬出し，ストックヤードに堆積した土砂等の禁止
- 土砂等に異物が混入しないように囲いや仕切りが設けられていること
- ストックヤードにおける土砂等の搬出入に関して帳簿を作成すること　等

(3) 土地の埋立てにかかる定期報告義務の設定（罰則：30 万円以下の罰金）

(4) 許可取消し事由の追加

- 欠格要件に該当したとき
- 1 年以上埋立て等が行われないとき

(5) 許可申請手数料の引き上げ

- 新規：60,000 円→70,000 円（+10,000 円）
- 変更：38,000 円→43,000 円（+5,000 円）

(6) その他所要の改正

- 許可申請書への埋立て等の請負人の記載
- 関係行政機関への紹介・協力依頼の規定の創設

○茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成15年10月1日
茨城県条例第67号

改正　平成25年12月19日条例第38号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を公布する。

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

(目的)

第1条　この条例は，土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積(以下「土地の埋立て等」という。)について，県，土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに，必要な規制を定め，もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において「土砂等」とは，土砂及び土砂に混入し，又は付着した物をいい，廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項の廃棄物を除くものとする。

(県の責務)

第3条　県は，県の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し，土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずることに努めるとともに，市町村が講ずる土地の埋立て等に関する措置について，市町村に対し，必要な技術的な助言及び協力を行うものとする。

(土地の埋立て等を行う者の責務)

第4条　土地の埋立て等を行う者は，土地の埋立て等を行うに当たっては，土地の埋立て等を行う土地の区域(以下「埋立て等区域」という。)の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに，当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者等の責務)

第5条　土砂等を発生させる者は，土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに，発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあっては，当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2　土地の所有者は，その所有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあっては，当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(土地の埋立て等の許可)

第6条　土地の埋立て等を行おうとする者は，知事の許可を受けなければならない。ただし，次に掲げる土地の埋立て等については，この限りでない。

(1)　埋立て等区域の面積が5,000平方メートル未満である土地の埋立て等

(2)　土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって，当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの

(3)　国，地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等

(4)　他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって，規則で定めるもの

(5)　前各号に掲げるもののほか，規則で定める土地の埋立て等

2　前項の許可を受けようとする者は，規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申請書を知事

に提出しなければならない。

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名

(2)　土地の埋立て等の目的

(3)　埋立て等区域の位置

(4)　埋立て等区域の面積

(5)　土地の埋立て等を行う期間

(6)　土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者

(7)　土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所

(8)　土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

(9)　土地の埋立て等の施工に関する計画

(10)　埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

(11)　土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあっては，当該請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名

(12)　前各号に掲げるもののほか，規則で定める事項

3　前項の申請書には，埋立て等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第7条　知事は，前条第1項の許可の申請が，次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ，同項の許可をしてはならない。

(1)　その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質(鉛，砒ひ素，トリクロロエチレンその他の物質であって，それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないものでないこと。

(2)　その土地の埋立て等に用いる土砂等が，複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設を経由する土砂等である場合にあっては，当該積替え又は保管が，規則で定める基準に適合していること。

(3)　その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(4)　その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

(5)　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ　禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ　廃棄物処理法，浄化槽法（昭和58年法律第43号），この条例若しくは茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「廃棄物適正化条例」という。）その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し，又は刑法（明治40年法律第45号）第204条，第206条，第208条，第208条の3，第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ　廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され，その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるとき（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消されたときを除く。）は，当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ　廃棄物処理法第7条の4第1項若しくは第14条の3の2第1項（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第7条の2第3項（廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。カにおいて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で，当該届出の日から5年を経過しないもの

カ　オに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において，オの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で，当該届出の日から5年を経過しないもの

キ　第17条第1項（第1号エに係る部分を除く。）又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定により許可（廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。クにおいて同じ。）を取り消され，その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるとき（第17条第1項第1号ウに該当することにより許可が取り消されたときを除く。）は，当該取消しの処分に係る茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ク　第17条第1項又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る茨城県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃止の届出（廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。ケにおいて同じ。）をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で，当該届出の日から5年を経過しないもの

ケ　クに規定する期間内に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃

止の届出があった場合において，クの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で，当該届出の日から 5 年を経過しないもの

コ　第 17 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定により土地の埋立て等の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人であるときは，当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

サ　第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令（同項の規定による土地の埋立て等の停止の命令を除く。）を受け，その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは，当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

シ　土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ス　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

セ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは，その役員を含む。）がアからスまでのいずれかに該当するもの

ソ　法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

タ　個人で規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（許可の条件）

第 8 条　知事は，第 6 条第 1 項の許可に，当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において，条件を付すことができる。

（変更の許可等）

第 9 条　第 6 条第 1 項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は，同条第 2 項第 2 号又は第 4 号から第 11 号までに掲げる事項を変更しようとするときは，規則で定めるところにより，知事の許可を受けなければならない。ただし，規則で定める軽微な変更については，この限りでない。

2　前 2 条の規定は，前項の許可について準用する。

3　許可を受けた者は，第 1 項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第 6 条第 2 項第 1 号若しくは第 12 号に掲げる事項に変更があったときは，規則で定めるところにより，その日から 30 日以内に，その旨を知事に届け出なければならない。

（着手の届出等）

第 10 条　許可を受けた者は，次の各号のいずれかに該当することとなったときは，規則で定めるところにより，その日から 10 日以内に，その旨を知事に届け出なければならない。

(1)　当該許可に係る土地の埋立て等に着手したとき。

(2)　当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。

(3)　当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し，又は休止したとき。

(4)　休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開したとき。

2　知事は，前項の規定による届出(同項第 2 号又は第 3 号に係るものに限る。)があったときは，遅滞なく，当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第 6 条第 2 項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画(前条第 1 項の規定による変更の許可があったときは，その変更後のもの。第 18 条第 2 項第 1 号において同じ。)並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画(前条第 1 項の規定による変更の許可があったときは，その変更後のもの。第 18 条第 2 項第 1 号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

(許可に基づく地位の承継)

第 11 条　許可を受けた者について相続，合併又は分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは，相続人(相続人が 2 人以上ある場合において，その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは，その者)，合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は，許可を受けた者の地位を承継する。

2　前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は，規則で定めるところにより，その日から 30 日以内に，その旨を知事に届け出なければならない。

(施工管理者の設置等)

第 12 条　許可を受けた者は，当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。

2　許可を受けた者は，当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは，施工管理者に，当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(標識の掲示)

第 13 条　許可を受けた者は，当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に，規則で定めるところにより，氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(帳簿への記載等)

第 14 条　許可を受けた者は，規則で定めるところにより，当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

2　許可を受けた者は，当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し，又は廃止する日までの間，当該着手した日から 3 月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し，又は廃止したときは，当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し，又は廃止した日までの期間)ごとに，規則で定めるところにより，当該各期間の経過後 1 月以内に，当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(土壌の調査等)

第 15 条　許可を受けた者は，当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し，又は廃止する日までの間，当該着手した日から 3 月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し，又は廃止したときは，当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し，又は廃止した日までの期間)ごとに，規則で定めるところにより，当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い，当該各期間の経過後 1 月以内に，その結果を知事に報告しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第 16 条　許可を受けた者は，規則で定めるところにより，当該許可に係る第 6 条第 2 項の申請書の写し，第

14条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き，当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ，閲覧させなければならない。

(許可の取消し等)

第17条　知事は，許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは，第6条第1項の許可を取り消し，又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1)　次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア　第7条第5号イ若しくはウ（廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定若しくは第23条第1項若しくは第24条（同項の規定に係る部分に限る。）の規定により，又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し，刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号シ，ス若しくはチに該当するに至ったとき。

イ　第7条第5号セからタまで（同号イ若しくはウ（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定若しくは第23条第1項の規定により，又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し，刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号シ若しくはスに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ　第7条第5号セからタまで（同号エ又はキに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

エ　第7条第5号アからケまで，サ又はセからタまでのいずれかに該当するに至ったとき（アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）。

(2)　第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(3)　偽りその他不正の手段により第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。

(4)　第8条(第9条第2項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。)の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件(次条第2項の規定による変更があった場合にあっては，その変更後のもの。同項において同じ。)に違反したとき。

(5)　この項又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

2　知事は，許可を受けた者が，正当な理由がないのに，第6条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手せず，又は引き続き1年以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したときは，当該許可を取り消すことができる。

(措置命令等)

第18条　知事は，第6条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し，その土地の埋立て等の中止を命じ，又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2　知事は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可を受けた者に対し，第8条の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件を変更し，又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ，若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1)　土地の埋立て等が第7条第1号若しくは第2号の基準又は当該許可に係る第6条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2)　生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

(関係行政機関への照会等)

第 19 条　知事は，この条例の規定に基づく事務に関し，関係行政機関又は関係地方公共団体に対し，照会し，又は協力を要請することができる。

2　知事は，生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは，土地の埋立て等を行う者，土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者，土地の埋立て等を行う土地の所有者その他土地の埋立て等の関係者に対し，必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第 20 条　知事は，この条例の施行に必要な限度において，土地の埋立て等を行う者に対し，土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2　知事は，この条例の施行に必要な限度において，その職員に，埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所，事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り，土地の埋立て等の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させ，又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により職員が立ち入るときは，その身分を示す証明書を携帯し，関係者に提示しなければならない。

4　第 2 項の規定による権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 21 条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

(市町村の条例との関係)

第 22 条　この条例の規定は，市町村が，第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる土地の埋立て等に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(罰則)

第 23 条　次の各号のいずれかに該当する者は，2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1)　第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者

(2)　第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者

2　次の各号のいずれかに該当する者は，50 万円以下の罰金に処する。

(1)　第 20 条第 1 項の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をした者

(2)　第 20 条第 2 項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をした者

3　次の各号のいずれかに該当する者は，30 万円以下の罰金に処する。

(1)　第 9 条第 3 項，第 10 条第 1 項又は第 11 条第 2 項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者

(2)　第 13 条の規定に違反した者

(3)　第 14 条第 2 項又は第 15 条の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第 24 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，同条の罰金刑を科する。

付　則

(施行期日)

1　この条例は，平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に土地の埋立て等を行っている者は，この条例の施行の日から1月を経過する日までの間(当該期間内に第6条第1項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは，当該処分のあった日までの間)は，同項の許可を受けないで，引き続き当該土地の埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において，その期間を経過したときは，その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も，同様とする。

(茨城県証紙条例の一部改正)

3　茨城県証紙条例(昭和39年茨城県条例第25号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

4　茨城県手数料徴収条例(平成12年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付　則（平成25年条例第38号）

（施行期日）

1　この条例は，平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等　の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項の許可を受けている　者は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）にこの条例による改正後の茨城県　土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6　条第1項の許可を受けた者とみなす。

3　施行日前に改正前の条例第6条第1項又は第9条第1項の規定によりされた許可の申請であって，この条例の施行の際，許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については，なお従前の例による。

4　この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の許可を受けている者に対する改正後の条例第14条第2項の規定の適用については，同項中「着手した日」とあるのは，「着手した日又は茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成25年茨城県条例第　号）の施行の日のいずれか遅い日」とする。

5　この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の許可を受けている者に対する改　正後の条例第17条第1項の規定による許可の取消し若しくは停止の命令又は同条第2項　の規定による許可の取消しに関しては，この条例の施行前に生じた事由については，なお従前の例による。

（茨城県手数料徴収条例の一部改正）

6　茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の51の2の項中「60,000円」を「70,000円」に改め，同表の51の3の項中「38,000円を「43,000円」に改める。

茨城県廃棄物再資源化指導センターニュース
第21号
平成26年3月発行

茨城県リサイクル認定製品

コンセプト

茨城県の頭文字「い」をモチーフに、2つの矢印は製造加工されるリサイクル製品のあらゆる情報発信の役割を果たすイメージをデザイン化し、県民に親しまれ、愛され、安心・信頼され、豊かな自然（水・緑）に恵まれた環境にやさしい地域社会と生き生き共生し、未来に向けてリサイクル認定製品の普及啓発を図り、ますます発展・向上するイメージを力強く現しています。

発 行
〒310-0852　水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階
一般社団法人 茨城県産業廃棄物協会内
茨城県廃棄物再資源化指導センター

TEL　029-301-7100～7102
FAX　029-301-7103
HPアドレス　http://www.recycle-ibaraki.jp